

議案第 5 号

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のと
おり制定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 1 9 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）の一部改正に伴い、君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例（平成 7 年君津市条例第 2 1 号）、君津市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（平成 2 5 年君津市条例第 5 号）及び君津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年君津市条例第 2 3 号）の一部を改正しようとするものである。

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部改正)

第1条 君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例（平成7年君津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第57条第4号及び第5号中「に基づく」を「の規定による」に改め、同条第6号中「に基づく短期大学」を「の規定による短期大学（同法の規定による専門職大学の前期課程を含む。）」に改め、「卒業した」の次に「（当該科目を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加え、同条第7号中「に基づく短期大学」を「の規定による短期大学（同法の規定による専門職大学の前期課程を含む。）」に改め、「卒業した」の次に「（当該科目を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加え、同条第8号及び第9号中「に基づく」を「の規定による」に改める。

(君津市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正)

第2条 君津市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（平成25年君津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号及び第2号中「による」を「の規定による」に改め、同条第3号中「による短期大学」を「の規定による短期大学（同法の規定による専門職大学の前期課程を含む。）」に改め、「卒業した」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加え、同条第4号中「による」を「の規定による」に改め、同条第5号中「学校教育法による」を「学校教育法の規定による」に改め、同条第7号中「又は水道環境」を削り、同条第8号中「修めて卒業した」の次に「（当該学科目を修めて学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を、「第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同条第10号中「修めて卒業した」の次に「（当該学科目を修めて学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を、「第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

（君津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 3 条 君津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年君津市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項第 5 号中「者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

— I —

改正案	現 行
第 1 条による改正 君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例 (一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格) 第 5 7 条 法第 2 1 条第 3 項に規定する条例で定める本市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格は、次に掲げるとおりとする。 (1) ～(3) 省略 (4) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）<u>の規定による</u>大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 学校教育法<u>の規定による</u>大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) 学校教育法<u>の規定による短期大学（同法の規定による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校</u>の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した<u>（当該科目を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）</u>後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (7) 学校教育法<u>の規定による短期大学（同法の規定による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校</u>の理学、薬学、工学、農	(一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格) 第 5 7 条 法第 2 1 条第 3 項に規定する条例で定める本市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格は、次に掲げるとおりとする。 (1) ～(3) 省略 (4) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）<u>に基づく</u>____大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 学校教育法<u>に基づく</u>____大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) 学校教育法<u>に基づく短期大学</u> ____ ____又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した____ ____後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (7) 学校教育法<u>に基づく短期大学</u> ____ ____又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農

学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（当該科目を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法の規定による高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法の規定による高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10)～(11) 省略

第2条による改正 君津市専用水道の水道技術管理者の資格を定める
条例

（水道技術管理者の資格）

第3条 法第34条第1項において準用する法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者の資格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した_____

_____後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法に基づく_____高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく_____高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10)～(11) 省略

（水道技術管理者の資格）

第3条 法第34条第1項において準用する法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者の資格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による_____大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (2) 学校教育法の規定による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法の規定による短期大学（同法の規定による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法の規定による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 第1号又は第2号の規定による卒業者であって、学校教育法の規定による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の規定による卒業者にあつては1年以上、第2号の規定による卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 省略
- (7) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道_____を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

- (2) 学校教育法による_____大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学

_____又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した_____

_____後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による_____高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 第1号又は第2号の規定による卒業者であつて、学校教育法による_____大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の規定による卒業者にあつては1年以上、第2号の規定による卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 省略
- (7) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 第1号、第3号又は第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した(当該学科目を修めて学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、第1号に規定する学校を卒業した者にあつては4年以上、第3号に規定する学校を卒業した者(同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)にあつては6年以上、第4号に規定する学校を卒業した者にあつては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 省略

(10) 第1号、第3号又は第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した(当該学科目を修めて学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、第1号に規定する学校を卒業した者にあつては5年以上、第3号に規定する学校を卒業した者(同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)にあつては7年以上、第4号に規定する学校を卒業した者にあつては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11)～(12) 省略

第3条による改正 君津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(職員)

第10条 省略

2 省略

(8) 第1号、第3号又は第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した_____

_____後、第1号に規定する学校を卒業した者にあつては4年以上、第3号に規定する学校を卒業した者_____

_____にあつては6年以上、第4号に規定する学校を卒業した者にあつては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 省略

(10) 第1号、第3号又は第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した_____

_____後、第1号に規定する学校を卒業した者にあつては5年以上、第3号に規定する学校を卒業した者_____

_____にあつては7年以上、第4号に規定する学校を卒業した者にあつては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11)～(12) 省略

(職員)

第10条 省略

2 省略

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) ～(4) 省略

(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

(6) ～(10) 省略

4～5 省略

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) ～(4) 省略

(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者_____

(6) ～(10) 省略

4～5 省略